

□ インターネット上の誹謗中傷等

対応のポイント

- ① 被害児童生徒から詳細を聞き取るとともに、書き込みの実際を確認する
- ② 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する
- ③ 掲示板等管理者へ、書き込みの削除を依頼する
- ④ 誹謗中傷、他人批判、個人情報の書き込み等を、絶対に行わないよう指導する
- ⑤ 被害児童生徒は、いじめを受けている可能性があるという視点をもつ

初 期 対 応

① 初 動 対 応

状況確認

- 被害児童生徒から、詳細を聴き取る（担任、生徒指導主任等）
 - ・ 掲示板・チャット等の名称、書き込みを知ったきっかけ、被害内容、いつから何回、心当たり、保護者へは相談したか、周りの児童生徒は知っているか 等
 - ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
 - ・ 他の児童生徒への聞き取りや調査等を拒否した場合は、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、受け入れる。
- 掲示板・チャット等を開き、書き込みの実際を確認する
 - ・ 被害にあった場合は、プロバイダや管理者等への連絡や被害届等を提出する際に必要となるので、必ず本文をプリントアウト又は写真撮影し、当該サイトのアドレス・書き込み者・書き込み日時を記録する。
 - ・ 画面上でログ（いつ、どの携帯電話又はパソコンから書き込んだかを示すインターネット上の記録）が分かれば、プリントアウト又は写真撮影しておく。

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）への連絡
 - ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
 - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
 - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭等）
- 保護者への連絡
- 少年安全サポーターや警察への通報
 - ・ 学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、速やかに各地区配置の少年安全サポーターと連携する（学校と警察のネット問題連携対応システム）
 - ・ 生命の危険や爆発物の予告等、緊急の場合は、躊躇なく110番通報し、協力を依頼する。
- 教育委員会への速報【資料6】参照
 - ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
 - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

② 対 応 方 針 協 議

関係者による緊急対策会議の開催

- 具体的な対応策の検討
 - ・ 被害児童生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
 - ・ 概要をまとめた資料を用意する。

③ 具体的な対応

被害児童生徒・加害児童生徒への対応

- 被害児童生徒の心のケア、加害児童生徒に対する再発防止に向けた指導・支援を行う
 - ・下記の削除依頼等の対応が長期化する恐れがあるため、被害児童生徒への対応を最優先する。

警察への相談

- 山口県警察本部サイバー犯罪対策室へ相談する（相談窓口：083-922-8983）

掲示板等管理者への対応

- 管理者に申し入れて、不適切な書き込みを削除してもらう
 - ・削除できるのは、個人情報や名誉毀損罪に該当する書き込み、著作権を侵害する書き込み等が行われた場合で、管理者に申し入れれば、管理者の判断で削除することができる。（プロバイダ責任制限法：H14.5.27 施行）
 - ・掲示板等には、管理者へメールできるようにリンクが設定されているので、被害児童生徒・保護者又は校長名で削除を依頼する。

<「管理者宛削除メール」文例>

〇〇〇〇掲示板管理者 様

あなたが管理・運営されております「〇〇〇〇掲示板」におきまして、本校生徒個人が特定できる誹謗中傷が書き込まれており、該当生徒は、精神的に大変不安定な状況になっています。自由な発言の場とはいえ、モラルを欠いたその内容は、目に余るものがあると考えております。

この掲示板の現状は、本校生徒への不安を募らせるばかりであり、本校が教育活動を進めていく上で大きな支障になると判断いたします。このことについて、山口県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しましたところ、学校から管理者様宛に、削除依頼などを行うように指示を受けました。

つきましては、本校生徒の置かれている状況を御賢察の上、「〇〇〇〇掲示板」における本校関係の書き込みの削除をお願いいたします。

山口県〇〇立△△学校長 □□□□

- 民事訴訟を起こし、裁判に勝訴した上で削除する
 - ・管理者に対して民事訴訟を起こす。ただし、民事訴訟を起こすためには、掲示板等の書き込みをそのままにしておく必要があるため、被害児童生徒の精神的苦痛や書き込みが続くことにもなる。また、弁護士に依頼しなければならない、判決ができるまで時間がかかる等の制約があるため、現実的ではない。
- 注意点
 - ・掲示板等を作ることに限っては法的な制限はない。
 - ・誹謗中傷するような書き込みをする方が悪い、学校が情報モラル教育を十分行えば防げるはずなどの管理者側の言い分もあるので、お願いをするという姿勢に徹する。
 - ・削除依頼が必ずしも実現できるわけではないことを認識する。期待をもちすぎるあまり被害児童生徒への対応が滞り、真に必要な措置が遅れ、被害児童生徒・保護者との関係悪化等につながりかねない。

全校児童生徒への指導

- 指導日時・場所・対象児童生徒・指導内容等を事前に十分協議する
 - ・学級ごとに行うのか、学年で行うのか、全校児童生徒を集めて行うのか。
 - ・被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮しながら実施することを確認する。
- 具体的な指導
 - ・誹謗中傷、無責任な他人批判、卑猥な書き込み等絶対に行わない（自分が言われて嫌なことは書かない）。名誉毀損や侮辱罪に問われることがある。
 - ・掲示板等への電話番号等の個人情報の書き込みやアンケートへの回答は行わない。
 - ・被害にあった場合は、該当掲示板等の URL や内容を書き留めて（できれば印刷して保管）、一人で悩まずに、できるだけ早く学校・保護者に相談する。

- ・ 仕返しや返信をしない。ちょっとした誤解や行き違いが、トラブルをエスカレートさせてしまうことがある。
 - ・ 憶測や噂話を自重する。
 - ・ 必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。
- 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない

中 期 ・ 長 期 対 応

未然防止・再発防止に向けた取組

- 情報モラル及び危機回避教育の充実
- ・ 「山口県ケータイ安全教室」等の活用

メール・ネット掲示板・ブログ等へ書き込む時の約束

- 人を傷つけるようなことを書かない
- 相手の人が見ていることを考えて、マナーを守る
- 名前・住所・電話番号などの個人情報や推測されるようなことを書かない
(インターネットへ書き込んだ情報をもとに、住所や通っている学校などの個人情報を探し当てられてしまうことがある)
- 困った時は、家族・先生に相談する
(株式会社NTTドコモ 「ケータイ安全教室」2006年)

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・ A F P Yなどの人間関係づくりプログラムの活用
- 保護者への啓発と連携
- ・ 啓発資料「ネット・ケータイ問題への対応について」(山口県教育委員会 2011年10月改訂)等の活用

各家庭における取組 ～子どもたちの安全なネット・ケータイ利用に向けて～

- ① パソコンは、できるだけ家族の目の届く場所に置き、子どもと一緒にインターネット利用の時間をつくり、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをする。
- ② 携帯電話は持つ必要があるか、十分検討する。(不必要な携帯電話は、持たせない。)
- ③ フィルタリングを必ず利用する。【「女子性逸脱-6」参照】
- ④ 子どもへのネット・ケータイ利用について常に関心を持ち、利用の実態を把握する。
- ⑤ 子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。

《携帯電話のルールの例》

- 自宅内では居間で使う。
- 食事中は使わない。
- 学習中は使わない。
- 深夜は使わない。
- 使用料金の上限は、〇〇〇〇円まで。
- フィルタリングサービスは絶対つける。
- 他人を傷つけるような使い方をしない。
- マナーやモラルを守って利用する。
- ルールを破ったら、携帯電話の利用を停止する。

参加するときの基本的なルールとマナー

- 掲示板やチャット、メーリングリストに参加するときは、運営方針や利用ルールを守りましょう。
- 自分の発言には責任をもちましょう。ウソを書いたり、本当かどうかわからないことを正しいことのように書いたりしてはいけません。
- 掲示板やチャット、メーリングリストに書きこむときには、注意深く言葉を選んで、相手を傷つけないように心がけましょう。乱暴な言葉、きたない言葉、人をののしるような言葉を使ってはいけません。人の悪口を書いたり、いやがらせをしたりするのもやめましょう。

発言するときの注意

- 掲示板やチャット、メーリングリストで発言するときは、いきなり書きこまないで、他の人の発言をよく読んでから発言するようにしましょう。
- 掲示板やチャット、メーリングリストでイヤなことを書かれたり、意見が食いちがったり、ケンカになったりしたら、いったん書きこみをやめて、時間をおくようにしましょう。
- 自分で調べればすぐにわかるようなことを質問しないようにしましょう。質問するときは、言葉を選んで、ていねいに質問しましょう。返事やアドバイスをもらったら、きちんとお礼をいましょう。
- 顔が見えないからといって、年齢や性別、名前などについてウソをついて、掲示板にいやがらせや人の悪口を書いたり、人をだましたり、おどかしたり、意味のない文字を大量に書いたりしてはいけません。
- 掲示板の発言には、内容がひと目でわかるような件名をつけましょう。

個人情報やプライバシーに注意

- 掲示板やチャット、メーリングリストで、住所や電話番号、学校名、家族の名前や家族構成などの個人情報を書きこんではいけません。聞かれても答えてはいけません。
- 掲示板に、自分の家族の写真をのせてはいけません。
- 自分の個人情報が、掲示板などに書きこまれていたり、自分や家族の写真が勝手にのせられていたりするのを見つけたら、先生や親にすぐに知らせてください。

誘われても会わない、会おうと誘わない

- 掲示板やチャット、メーリングリストで知り合った人から会おうと誘われても、先生や親の許可がないかぎり、勝手に会ってはいけません。もしどうしても会う必要があるときには、親などにいっしょにきてもらいましょう。

＜財団法人インターネット協会「インターネットにおけるルールとマナー
こどもばん 公式テキスト」2005年＞

「チェーンメール」への対応について

チェーンメールとは

不幸の手紙のように連鎖的に転送されて、大量に流通する電子メールのこと。受信者を不安にさせるもの、人の善意を利用してデマを流すことを目的にしたものなどがある。

学校の対応

《教育委員会に対して》

- 速やかに報告し、他校へのチェーンメールの蔓延防止を図る。

《児童生徒に対して》

- チェーンメールと思われるものを他人に絶対に転送しない。
(チェーンメールを止めても、被害を受けることはない)
- メール文中のアドレスにアクセスしたり、メールを送ったりしない。
(個人情報悪用されたり、不当な請求をされたりするなどの危険性がある)
- 同様のメールを受信した場合は、できるだけ早く保護者や学校に連絡する。

参考となるホームページ

- (財団法人) 日本データ通信協会「撃退チェーンメール」
URL <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>
- (財団法人) コンピュータ教育開発センター「ネット社会の歩き方」
URL <http://www.ccc.or.jp/net-walk/>
- (社団法人) 日本教育工学振興会「「情報モラル」指導実践キックオフガイド」
URL <http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>

<山口県教育委員会>

学校と警察のネット問題連携対応システム

早期対応が必要と認められるネット問題の犯罪に係る事案やいじめ事案等について、各警察署と各学校が少年安全サポーターを介して連携対応を行う。

□ チーム構成等

学校長及び生徒指導担当者を窓口として、問題事案認知後、警察の協力が必要であると学校長が判断したものについて、市町教育委員会、所定地区担当少年安全サポーターと連携を図りながら、関係児童生徒、保護者等に対する必要な指導・助言等を行う。

なお、県立学校・下関商業高等学校については、市町教委を経ずに、直接、所定地区担当少年安全サポーターと連携を図る。

□ 少年安全サポーター配置地区・連絡先

岩国地区	0827-43-0901	周南地区	0834-22-8542	防府地区	0835-25-2985
山口地区	083-934-2868	宇部地区	0836-34-8609	下関地区	083-231-1570
萩地区	0838-25-2166				

<山口県警察>

危ない！子どもの携帯電話

メールを介したトラブル

いじめ、誹謗中傷、デマ、画像や個人情報の流出・悪用、チェーンメール、なりすましメール、迷惑メール 等

トラブルを誘引する可能性のあるサイト

学校裏サイト、プロフ、出会い系、ゲームサイト、SNS、薬物系、自殺・犯罪指南、アダルト情報、オークション、オカルト、コミュニティサイト 等

携帯からの発信

誹謗中傷、デマ、いたずら、わいせつ画像などの有害情報、違法なものの販売 等

携帯での受信

わいせつ画像などの有害情報、いわゆる「援助交際」や売春の誘い、架空請求 等

被害の例

不登校、暴力、恐喝、強制わいせつ・売春、誘拐・監禁、薬物売買、ネット心中、殺人、フィッシング 等

加害・非行等の例

わいせつ画像公然陳列、強制わいせつ・売春、名誉毀損、架空請求詐欺、強盗致傷・恐喝、不正アクセス法違反、著作権侵害 等

このような危険から子どもを守るためには、携帯電話会社やプロバイダが提供義務のある子どもが有害サイトへ自由にアクセスできないよう閲覧を制限する「フィルタリングサービス」を利用することが必要です。

「フィルタリングサービス」には、「アダルト」「暴力」「出会い」など特定ジャンルの閲覧を規制する「ブラックリスト方式」と、学習に役立つページなど子どもにとって安全で有益と思われるサイト以外の閲覧を制限する「ホワイトリスト方式」の2種類があります。ただし、万能ではありません。

なお、携帯電話については、各社はどちらかを採用しており、販売店で必ず説明があり、保護者の利用しないとの申し出がない場合を除き、無料で設定してもらえます。

<山口県教育委員会>



ネット問題相談機関

○ネットアドバイザー(子どもと親のサポートセンター)

083-987-1240

やまぐち総合教育支援センター内にあり、児童生徒や保護者等からのネット問題についての相談を受け、問題解決のための助言等を実施。

○サイバー犯罪対策室(山口県警察)

083-922-8983

山口県警察本部内にあり、ネット問題、ネット犯罪や有害情報等について相談を受け、対応等を実施。

○山口県消費生活センター

083-924-0999

商品を購入したりサービスを利用したりするときに起こる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け、問題解決のための助言・あっせん等を実施。ホームページも開設し、緊急情報や事故情報を啓発。

○山口地方法務局

083-922-2295

いじめ等、人権問題についての相談業務を実施。

○インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

インターネットに係わる様々なトラブル(インターネット通販トラブル、インターネット掲示板の誹謗中傷、ネット詐欺など)についての相談窓口を紹介。

○違法有害情報・相談センター(総務省支援組織)

<http://www.ihaho.jp/>

インターネット環境における違法・有害情報および、安心・安全に関わる相談・疑問など、相談員が内容に応じて助言。

□ **小学級崩壊**＜**周囲の教職員による気付き**＞

対応のポイント

- ① 情報収集に努め、できるだけ早期に学級や児童の実態を把握する
- ② 学級担任を非難するのではなく、学級崩壊を全校的な危機としてとらえ、組織的に支援する
- ③ 教職員全体で、児童の何気ない言動に注目し、誉めるなど、児童が自信をもつようなかかわりを積み重ね、教職員と児童の信頼関係の回復をめざす
- ④ 情報を共有しながら、保護者やスクールカウンセラー・関係機関との緊密な連携を図るとともに一体となって取り組む

いわゆる「学級崩壊」(学級がうまく機能しない状況)とは

子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合

(「学級経営研究会」(文部省より研究委嘱)による：2000年3月)

観察のポイント

＜第1段階＞

- 学級担任が話をしている時に私語が多くなる。
- 教室が汚れている。(ゴミ等の散乱、黒板の落書き、掲示物の乱れ等)

＜第2段階＞

- 学級担任の注意に従わない、反抗するといった状態が継続している。
- 休み時間が終わっても教室に入らない児童がいる。

＜第3段階＞

- 授業中、頻繁に大声が聞こえたり、勝手に立ち歩いたりする様子が目立ち、授業が成り立たなくなっている。
- 学級担任が指導意欲を失い、教室に行くことが困難になる。

初 期 対 応

① 連絡及び状況等の把握

管理職(校長・教頭)・学年主任等への相談

- 当該学級の状況について、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝え、相談する(可能ならメモで)

状況等の把握

- 管理職・学年教職員等による学級の状況把握
 - ・どのような行動が問題になっているか
 - ・そのような行動をとっている児童は誰か、その中心は誰か
 - ・中心となる児童に同調しているのは誰か
 - ・周囲の児童の様子はどうか(学習機会は確保されているか)
 - ・いつ、どんな時にそのような行動をとるか(他の教職員の授業でも同じか) 等

抱え込んでしまった学級担任への対応

- ・本人は、「自分のせいでこうなってしまった」と自分を責めている場合が多いので、同学年の教職員等で、つらい思いを共感的に聴く。
- ・学校全体の問題であり、全教職員で組織的に対応することを伝える。
- ・実際に起こっている場面に応じた具体的な対応方法について助言する。
- ・必要に応じて、カウンセラー等専門家にも支援を求める。
- ・状況によっては、体調を理由に休みを取るなどの方法も考慮する。

□ 留意事項

- ・管理職は、「学級担任一人の責任ではない」ことを全教職員に告げ、「学級担任を全教職員でバックアップしていく」ことを確認する。
- ・授業中に大声を上げる等の行動については、その言動の背景にある情緒不安定をもたらす要因などについて、関係機関との連携のもと、早期の段階で確認するよう努める。

② 原因等の分析と対応策の検討

関係者による緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 学級担任自らの反省や児童の不満等を整理する
 - ・今後の対応のためにも、学級担任が自己点検し、自らの実践を多面的に整理しながら振り返ることが必要である。
 - ・ただし、学級担任の責任追及の場とならないよう、十分配慮する。
- 今後の対応策の検討と役割分担を行う
- 学校側だけでなく、児童自身の問題や家庭の教育方針等も検討する
- 必要に応じて、スクールカウンセラー・教育委員会等にも出席を依頼する

初 期 ・ 中 期 対 応

③ 具体的な対応

教職員間の連携による対応

- 当該学級の授業の工夫・改善
 - ・分かりやすい授業、達成感のある授業づくりに努める。
 - ・ティーム・ティーチング等、教頭や教務主任を含めた他の教職員と連携した指導を行う。
 - ・学年での合同授業や交換授業等を、可能な限り組み込む。
 - ・状況に応じて教科担任制を導入するなど、より多くの教職員が学級に関わるようにする。
- 当該学級の児童(特に中心となっている児童)への指導・支援
 - ・学級担任以外の複数の教職員（養護教諭・教育相談担当等）が、教育相談を通して不満や悩みを理解し、指導を行う。
- 留意事項
 - ・学級担任と児童の好ましい人間関係づくりを支援する。
 - ・当面の目標だけでなく、長期的な見通しを立てながら、具体的な対応策を考える。
 - ・状況の見極めや実践の振り返りは、管理職が中心となって組織的に行う。
 - ・サポートする教職員の授業時数や時間割等について、過度の負担とならないよう十分配慮する。

学級担任自身の対応

- 学級担任と児童との話し合い
 - ・問題点の確認、改善の方針、教職員を含めた学級内の約束事の確認等を行う。
 - ・話し合いの場に、学年主任等が立ち会う。

保護者・PTAとの連携

- 臨時の授業参観・学級懇談会を開催し、現状説明、問題点の確認、具体的な対応策の提示、保護者への協力依頼等を行う
- 定期的な授業参観を実施し、学校側の対応と児童の変容を確認してもらう



保護者の不安の除去及び学校の教育効果の一層の向上が期待できる

- 留意事項
 - ・関係児童の保護者と事前に協議し、関係児童のプライバシー保護について十分配慮する。

未然防止・再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」とした方針・基準を共通理解
 - ・ 方針・基準の明確化と周知徹底
 - 〔「社会生活上のきまり・法を守る」「あいさつをする」「してはいけないことはしない」「他人に迷惑をかけない」「時間を厳守する」「授業中の態度をきちんとする」等〕
 - ・ 学校全体での共通理解・共通実践
 - 〔学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」を共通理解
「厳しさ」だけでなく、温かい人間関係に基づく「やさしさ」のある指導を推進〕
 - ・ 毅然とした粘り強い指導
 - 〔問題行動を防止する自己指導能力を培う開発的・予防的生徒指導の充実
起きた問題について、行為の過ちや責任を自覚させ、健全な成長を図る温かい指導〕
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
 - ・ A F P Yなどの人間関係づくりのプログラムの活用
- 指導力向上のための研修会・事例検討会の実施
 - ・ 危機対応演習資料や事例等を活用した教職員研修の実施
(危機対応演習資料
URL:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/riskmanage/gakkouannzen.html>)
- 学校環境の整備
 - ・ 校舎内の落書きや掲示物の乱れなどは学級崩壊の前兆→見付け次第復元

【「学級崩壊－4」参照】

学級経営の工夫・改善

- 信頼関係の回復
 - ・ 児童一人ひとりのよさや努力点等を見取り、誉め、学級活動に生かすなど、児童が自信をもてる対応を積み重ねる。
 - ・ 児童観の見直しや短所を長所にとらえる（例：頑固→意志が強い）ような実践を工夫するとともに、実践内容を全教職員が共通理解できる場や時間を常時設定する。

学級集団の把握とは

- ・ 児童一人ひとりの個性や特性の理解
- ・ 児童が学級の中でどのような役割や立場にあるかなど、学級集団との関係の理解
- ・ 担任の実践を児童がどのように受け止めているのかの理解

- 学習指導法の工夫・改善
 - ・ 問題解決的な学習や体験的な学習等を積極的に取り入れ、学習意欲の向上を図る。
 - ・ 小集団活動による児童同士の人間関係の安定化を図る。
 - ・ 感受性や活動意欲を高めるため、教室環境を改善する。
- 道徳・特別活動の重視
 - ・ 周囲との協調性を高めるための活動を実践する。
 - ・ 自主的な活動の推進と学級全体の連帯感を高めるような活動を充実する。
- 「学級崩壊」を経験した一般児童の心のケア

P T Aとの連携

- P T A主催による学級づくり研修会等の開催
 - ・ 学級崩壊を保護者と協力関係を進めるよい機会であるととらえ、改善後も連携を継続する。

学級担任がいつでも相談できる校内の雰囲気づくり

- 学年団や管理職との間でいつでも話し合える人間関係の構築
 - ・ 教職員間での「声掛け運動」を実践する。



児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ①

心のエネルギーの枯渇

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされて学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい」、「手のかかる行動」は「もっとぼくに手をかけてほしい」というメッセージである。

不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ」「がまんしなさい」などといっても行動には結び付かない。児童生徒は不安と戦いの心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。

教員が「安心感を与える」「楽しさや充実感を感じさせる」「よく認め、ほめる」ことを通して児童生徒のエネルギーを充足することが、指導を根付かせるために必要である。

<文部科学省「生徒指導提要」2010年>



割れ窓理論

「割れ窓理論」は、軽微な犯罪も軽微な段階から徹底的に取り締まる事で凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる、とする環境犯罪学上の理論で、アメリカで考案された。

「割れ窓理論」は、治安が悪化するまでには、次のような経過を辿るとしている。

- ① 一見無害な秩序違反行為が野放しにされる（例：建物の1枚の窓ガラスを割られたまま放置しておく）と、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサインとなる。それによって、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、重大な犯罪が起こりやすい環境を作り出す。すると、
- ② 軽犯罪が起きるようになる。そして、
- ③ 住民の「体感治安」が低下し、秩序維持に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。しまいには、
- ④ 凶悪犯罪等が多発するようになる。

<文部科学省・警察庁

「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年>

□ 小中出席停止

対応のポイント

- ① 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、個別の指導記録を作成する
- ② 教育委員会と緊密な連携をとり、指導を尽くしているか、出席停止措置後に期待される教育的効果はどうかなどについて、慎重に協議・検討する
- ③ 児童生徒・保護者の意見聴取の機会を十分に用意する

出席停止に関する法令

■学校教育法■

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等
性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、
その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 3 施設又は設備を損壊する行為
 - 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- ② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- ④ 市町村教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

留意点

「出席停止制度」が「懲戒」と異なる点は、

- ア 出席停止制度の趣旨が、当該児童生徒の懲戒にあるのではなく、他の児童生徒の学習権の保障にあること
- イ 出席停止制度の対象が、その児童生徒本人ではなく、その保護者に対してその児童生徒の就学を停止するために行われるものであること
- ウ 出席停止制度の命令権者は、校長又は教員ではなく、市町村教育委員会であること

出席停止は就学義務に関わる重要措置のため、市町村教育委員会の権限とされている。

ただし、教育委員会はその事務を校長に専決（補助執行）させ、又は、教育長を通じて校長に委任することができる。

出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとされているので、各学校は当該教育委員会規則を確認する必要がある。

なお、本マニュアルでは、出席停止の権限が市町村教育委員会にあることを前提に記述している。

- エ 出席停止制度の対象となる学校が、公立の小・中学校に限られていることなどである。

① 事前の周知及び校内における継続的な指導

- 事前の説明等
 - ・学校においては、すべての保護者等に対して、生徒指導に関する基本方針等の説明会など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、理解を促す。
- 個別の指導計画
 - ・校内に生徒指導に関するチームを編成し、問題行動の顕著な児童生徒に対する指導計画を検討する。
 - ・深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが考えられる。
 - ・なお、指導の実施に当たっては、保護者に実施の意義の理解を図り、協力を依頼する。
- サポートチームの編成
 - ・学校が問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にする。実情に応じて、サポートチームなど、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たる。

② 校内検討委員会の設置

- 指導の効果や当該児童生徒の変容、保護者の姿勢等について多角的な評価を行う
- 出席停止を想定する場合は、当該教育委員会にこれまでの指導の経過及び指導の実施状況、当該児童生徒の変容等について報告するとともに、期間中の当該児童生徒や他の児童生徒への指導・支援に関する検討を行う

③ 事前の手続き

- 保護者及び児童生徒への警告
 - ・当該児童生徒の反省や保護者の責任の自覚を促すことを目的として、学校と教育委員会が警告の実施について検討を行い、警告が必要と判断した場合には、教育委員会又は校長が保護者及び児童生徒に対して出席停止に係る事前警告を行う。
- 意見の聴取
 - ・当該児童生徒による問題行動が繰り返され、各市町教育委員会において出席停止を措置しようとする場合、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。
 - ・なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであり、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。
- 教育委員会への上申
 - ・警告後も改善が図られない場合、職員会議等において全教職員の共通理解を踏まえ、校長が教育委員会への上申を行う。
 - ・なお、その際、当該児童生徒に関する個別の指導記録を添付する。
- 措置の決定
 - ・出席停止の措置の決定は、各市町教育委員会において、問題行動の態様及び学校の実情等を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で措置する。
 - ・出席停止を保護者に命ずるに当たっては、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - ・なお、出席停止を命じた趣旨や、個別の指導計画の内容など今後の指導の方針について、保護者に十分説明することが必要である。

④ 期間中の対応

□ 市町教育委員会及び保護者の責務

- ・各市町教育委員会は出席停止を措置する場合、学校の協力を得ながら、当該児童生徒に対する出席停止期間中の指導計画を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。
- ・出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任をもって指導に当たることが基本であり、教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが重要である。そのために、事前の手続き等において、個別の指導計画の内容について十分説明し、理解と協力を求めるとともに、必要に応じて、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て支援を行う。

□ 当該児童生徒に対する指導

出席停止期間中の指導内容（例）

- ・規範意識や社会性、目的意識を培うこと
- ・学校や学級の一員としての自覚をもたせること
- ・学習面において基礎・基本を補充すること
- ・悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ること

家庭の監護に問題がある場合など

- ・関係機関とのサポートチームを組織し、適切な役割分担のもとに児童生徒及び保護者への指導や援助を行う。（教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等）
- ・教育センターや社会教育施設等を活用し、教科の補充指導、自然体験活動、教育相談などのプログラムを行う。
- ・地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験などの体験活動を行う。

□ 他の児童生徒への指導と保護者への協力依頼

事実の説明

- ・関係する児童生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、措置に至る一連の事実について説明し、他の児童生徒の動揺が起こらないように配慮する。
- ・また、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受け入れができるよう、友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる。

学校の秩序の回復

- ・学校全体の問題点や課題、あるべき学校の姿等を全児童生徒に周知するとともに、教職員が取り組む事柄や児童生徒の努力点について、学校全体の共通理解を図る。
- ・特に、当該児童生徒と関係の深い生徒に対して、生活指導を充実すると同時に全体指導や個別指導、授業などを通して、児童生徒の自己存在感や自己有用感を高める指導を工夫する。

全校の保護者への協力依頼

- ・秩序回復への学校の姿勢について周知に努め、保護者の協力を得ながら今後も学校運営を行っていくことについて協力を依頼する。

⑤ 期間後の対応

□ 受け入れ態勢の整備

- ・当該児童生徒の状況や関わり方について、全教職員の共通理解を徹底するとともに、中心的に関わる教職員の役割分担を明確にする。
- ・学校復帰後に当該児童生徒が疎外感をもたないように、事前に他の児童生徒に十分指導する。
- ・出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強化しながら、将来に対する目的意識の醸成など、適切な指導を継続していくことが大切である。

⑥ 指導要録等の取り扱い

- 出席停止の措置を行った場合における指導要録取り扱い上の留意点
 - ・「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」の欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他の所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなる。
 - ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入する。
 - ・対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するよう注意することが必要である。



教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて

問題行動の認知に際しては、平素から教育委員会と学校が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。このような考え方に基づいて、教育委員会と学校の緊密な連携体制の構築に向けて、次のような取組を行っている例がある。

① 教育委員会による生徒指導のサポートチームの派遣

学校において重大な事件・事故が発生した場合や、暴力行為などの問題行動が発生して指導が困難な場合などに、教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、弁護士、警察官OB等で構成されたサポートチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。

② 教育委員会での相談窓口の設置

教育委員会や教育センター内に、学校や教職員等を対象とした生徒指導の進め方や保護者対応などの相談窓口を開設し、問題解決の方向性について助言している。

<文部科学省「生徒指導提要」2010年>